

平成29年度 財政的援助団体等監査実施結果概要

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資（出捐）している団体（出資団体）
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体（公の施設管理団体）

2 監査実施団体

昨年度

(1) 出資団体	10	(公財) やまなし文化学習協会	他9団体	(12)
(2) 補助金等交付団体	1	山梨県交通対策推進協議会		(3)
(3) 公の施設管理団体	7	(一財) 山梨県消防協会	他6団体	(6)
計	18			(21)

3 監査対象期間

平成28年度

4 監査実施期間

平成29年8月31日～平成29年12月21日

5 監査の方法

監査は、監査対象期間における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

6 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

7 処理方法

指摘事項及び指導事項については、関係機関に対し監査結果を報告し、かつ、これを公表する。また、監査実施団体及び所管部局に対しては、文書で通知のうえ、処理状況について回答を求め、その回答内容についても公表する。

注意事項については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知する。

意見については、監査実施団体及び所管部局に文書で通知し、監査の結果とともに公表する。また、その回答内容についても公表する。

8 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、概ね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

		昨年度
(1) 指摘事項のあった団体	6 団体	(4 団体)
・指摘件数	6 件	(5 件)
(2) 指導事項のあった団体	14 団体	(15 団体)
・指導件数	37 件	(65 件)
(3) 注意事項のあった団体	8 団体	(9 団体)
・注意件数	19 件	(13 件)
計	62 件	(83 件)
(4) 監査結果に基づく意見のある団体	4 団体	(5 団体)
※ 指摘事項、指導事項、注意事項及び意見がなかった団体	3 団体	(4 団体)

9 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項 (6 団体、6 件)

① 公益財団法人 やまなし文化学習協会

前回監査において、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、財務規程第17条の3に「収納の日又はその翌日に払い込まなければならない。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、収納した日のもっとも古い日を起算日として7日分までの金額を取りまとめ、その翌日までに払い込むことができる。」と規定されているが、7日を超えて払い込まれているものがあり、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあつたことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「現金の取扱いについては、現金出納簿により複数での確認を徹底していく。」と回答があつたが、今回の監査においても、双葉ふれあい文化会館については、現金収納後の払い込みが規定どおり行われておらず、遅延しているものがあり、前回の指導事項が改善されていなかった。

② 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

前回の監査において、平成25年度の監査で指導事項とした、経理規程施行細則第41条に規定された物品等の検収時の処理（検収年月日、職氏名の記名、押印）が行われていな

かったことについて、未改善であったことから、指摘事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「今後、検収時における記載事項及び押印について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。」と回答があったが、今回の監査においても、本部事務局及びはまなし寮については、同様の事案が認められ、改善が図られていなかった。

③ 地方独立行政法人 山梨県立病院機構

前回監査において、契約書に、契約保証金の免除及び違約金に関する事項の記載がない等不備があったことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「契約書作成担当者及び経理担当者が相互確認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底していく。」と回答があったが、今回の監査においても、契約書の記載に次のとおり不備が認められ、前回の指導事項が改善されていなかった。

ア 産業廃棄物収集運搬業務委託契約書及び産業廃棄物処分業務委託契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなく、また、単価契約であるため予定数量を記載する必要があったが、記載されていなかった。

イ 山梨県立病院看護師募集案内ツール制作業務委託契約書に、契約代金の支払方法及び違約金に関する事項が記載されていなかった。

ウ 財務会計システム運用保守業務契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項が記載されていなかった。

④ 公益財団法人 山梨県農業振興公社

前回監査において、満期保有目的の債券のうち第139回長期国債について、計算誤りにより帳簿価額が過少計上となっていたことから、指導事項とした。

この監査結果に基づく措置状況において、「再度、有価証券整理簿を精査し、償却原価法の計算方法を正しいものに訂正を行った。」と回答があったが、今回の監査においても、一部の長期国債の帳簿価額に償却原価法（定額法）の計算誤りがあった。

⑤ 一般財団法人 山梨県消防協会

消防協会は、県民の安全・安心のために消防団組織等の充実強化、消防防災思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的として組織されているにもかかわらず、消防法で6か月に1回行うことが義務付けられている消防用設備等の機器点検が、年1回しか実施されていなかった。

⑥ 清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体

廃油等の産業廃棄物の処分等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2により、書面により契約を締結し委託することとされているが、契約書を作成することなく、産業廃棄物の収集運搬の許可を得た一般廃棄物処理業者に処分が依頼されていた。また、同法第12条の3により、産業廃棄物の引渡し時に交付しなければならない産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、交付していなかった。

(2) 指導事項（14団体、37件）

- ・ 県へ提出する実績報告書等の不備 6件
- ・ 契約書の内容不備 4件
- ・ 決裁の不備 3件
- ・ 賞与引当金等の計上漏れ 3件
- ・ 支出事務の誤り 2件
- ・ 長期未収金 2件
- ・ 実際の事務処理と団体規定との不整合 2件 等

(3) 注意事項（8団体、19件）

- ・ 財務諸表に対する注記への記載不足や記載誤り 3件 等

(4) 意見（4団体、6件）

① 公立大学法人 山梨県立大学

地方の人口減少と地域の活力低下に歯止めをかけ、地方創生と地方の自立を推進していくため、今、地方の公立大学には、地方を担う人材を育成し、地方への新しい人の流れをつくる「地（知）の拠点」としての役割が期待されている。

県立大学におかれては、県が示した第2期中期目標(平成28年度～平成33年度)の達成に向け、県内の企業、医療機関、団体等と連携を図りつつ、地域課題への対応を目指す共同研究や現場人材の研修等の事業などを積極的に展開しているところであるが、引き続き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組むとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の供給や地域社会が抱える課題への対応など、中期計画の着実な推進に取り組まれない。

② 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

今回の監査において、不適切な事務処理が多数（指摘事項1件、指導事項7件、注意事項2件）認められた。特に、指摘事項については、直近2回の監査において強く改善を促してきた物品納入時における検収確認に関するもので、監査結果に対する措置状況のとおり改善策が徹底されていれば再発を防げたものである。これまでの監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、遺憾である。

指摘事項となった事案は、過去に問題となった施設とは別の施設において認められたものであるが、事業団全体の問題として受け止めていただき、本部が統一的に指導することにより、組織として事務処理の適正化に努められたい。

③ 地方独立行政法人 山梨県立病院機構

ア 高齢化の進展など医療を取り巻く環境の変化と多様化する医療ニーズへの的確な対応が求められる中、病院機構におかれては、引き続き、救命救急、周産期母子医療、精神科救急等の機能を担う急性期医療の基幹病院として政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、県が示した第2期中期目標（平成27年度～平成31年度）の達成に向け、県民に信頼される質の高い医療の提供と経営基盤の安定化に着実に取り組まれたい。

また、中央病院における薬剤紛失事案については、薬剤部の入室制限などの再発防止策を定めた改善計画を着実に実施し、二度と県民の信頼を裏切り不安を抱かせることのないよう、薬剤管理の強化に努められたい。

イ 過去に病院機構を割愛退職して県に採用された元機構職員の退職金については、負担のルールが不明確であったため、県へ転籍した時点で、在籍時に引き当てた退職給付引当金を取り崩していたが、県と協議した結果、機構に在籍していた期間に相当する額を支払うこととなり、平成28年度決算において、該当職員4人の退職手当に要する経費（84,863,471円）が臨時損失として損益計算書に計上された。

多額の臨時損失は、機構の安定的な経営を阻害する要因となることから、今後、このような多額の臨時損失が生じることのないよう、将来的に負担が想定される経費について県と協議を行い、負担方法を取り決められたい。

ウ 現在、有形固定資産の減価償却については、取得価額から100分の10に相当する額を控除した価額に定額法の償却率を乗じて算出している。また、既に耐用年数を経過した償却終了後の有形固定資産の残存価額については、取得価額の5%と見積もり、その帳簿価額の総額は約3億4,900万円となっている。

しかし、償却終了後の帳簿価額を5%として会計上の見積りを行う方法は、その時点での資産価値の実態を反映しているとは言えないため、前回監査において、残存価額を備忘価額（1円）とすることを検討されたい旨意見を述べた。

病院機構が採用している会計上の見積り方法も制度的に認められたものではあるが、医療機器は高額なものが多いことから、処分に際して多額の除却損が発生するおそれがあり、決算への影響も懸念される。

については、資産価値を適切に評価して経済実態を反映させることにより、病院機構の経営状態がより明確となることから、有形固定資産の残存価額の取扱いについて、改めて検討されたい。

④ 公益財団法人 山梨県体育協会

体育協会では、将来の退職金の支払いに備え、退職給付引当金として、期末自己都合退職要支給額から中小企業退職共済積立金を控除した額を計上するとともに、勤続25年以上で定年退職した場合には退職金支給率が増加することから、その所要額として、普通預金で別途管理している。

体育協会が採用している退職給付引当金の会計処理（簡便法）も、退職給付引当金を原則的な方法により算定した場合の差額に重要性が乏しい公益法人においては認められているが、将来の退職金の支払いに備え、普通預金で別途管理しているのであれば、実態に合わせて、一元的に退職給付引当金に計上することを検討されたい。

10 監査を通じての総括的意見

今回の監査は、全体として事務改善が進んだ結果、指導事項等の件数は62件で、指導事項等の件数が10件以上の団体も1団体にとどまった。

しかし、前回監査で指摘・指導事項とした内容が未改善であった事例が、4団体（1団体は、前回、前々回と3回連続）において認められたことから指摘事項とした。これらは、措置状況のとおり改善策が徹底されていれば、いずれも再発を防ぐことができたものであり、団体の取組を強く求めるところである。

また、県が出資している団体の所管課においては、団体の事務改善に結び付く取組の実施状況を的確に把握し、事務処理の適正化に向け、引き続き、必要な指導・助言に努められたい。

次に、指定管理者制度を導入している施設において、消防設備点検や産業廃棄物の処分に係る法令で定められた手続が、適正に行われていなかった事案が2団体において認められた。

指定管理者が管理する施設の所管課においては、利用者の安全に関わる内容も含まれることから、公の施設の管理運営が法令に則って適正に行われるよう、再点検を実施するなど、指定管理者との連携を密にして適切な指導に努められたい。